

議案第 5 7 号

押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例

(羽生市議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 羽生市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第 7 条 議会の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、<u>資格審査特別委員会</u>又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(委員の選任)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 議長は、委員の選任事由が<u>生じた</u>ときは、速やかに選任する。</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の<u>常任委員会</u>の所属を変更することができる。</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。</p> <p style="text-align: center;">(委員長の議事整理権及び秩序保持権)</p> <p>第 1 1 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第 7 条 議会の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず<u>資格審査特別委員会</u>又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(委員の選任)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 議長は、委員の選任事由が<u>生じた</u>とき、速やかに選任する。</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の<u>委員会</u>の所属を変更することができる。</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条<u>(常任委員の任期)</u>第 2 項の例による。</p> <p style="text-align: center;">(委員長の議事整理権・秩序保持権)</p> <p>第 1 1 条 (略)</p>

(招集)

第15条 (略)

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 (略)

(公聴会開催手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人については、第26条か

(招集)

第15条 (略)

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 (略)

(公聴会開催手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人については、第26条

ら前条までの規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 (略)

別表 (第2条関係)

表 (略)

(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 (略)

別表

表 (略)

(羽生市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 羽生市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会派に対する政務活動費) 第4条 (略) 2 (略) 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当	(会派に対する政務活動費) 第4条 (略) 2 (略) 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当

該議員は、第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（無所属議員に対する政務活動費）

第5条 （略）

2・3 （略）

4 政務活動費の交付を受けた無所属議員が半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

5 （略）

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無所属議員は、領収書の写し又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係

該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（無所属議員に対する政務活動費）

第5条 （略）

2・3 （略）

4 政務活動費の交付を受けた無所属議員が、半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

5 （略）

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無所属議員は、別記様式により、領収書の写し又はこれに準ずる書類を添付し

る収入及び支出を記した収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は無所属議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 (略)

2 次に掲げるものは、前項の収支報告書を閲覧することができる。

(1)～(5) (略)

て政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は無所属議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 (略)

2 次の各号に規定するものは、前項の収支報告書を閲覧することができる。

(1)～(5) (略)

別記様式を削る。

(羽生市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 羽生市固定資産評価審査委員会条例(昭和32年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事</p>
--	--

項を記載し、調査をした委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

項を記載し、調査をした委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

(羽生市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 羽生市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和30年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、<u>任命権者に提出して</u>からでなければ、その職を行ってはならない。</p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し<u>規定することを目的とする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して</u>からでなければ、その職を行ってはならない。</p>

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるもののほ
か、職員のサービスの宣誓に関し必要
な事項は、任命権者が定めること
ができる。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除
くほか、職員のサービスの宣誓に関し
必要な事項は、任命権者が定める
ことができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

(羽生市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正)

第5条 羽生市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けは、次に掲げる要件のいずれかを満たす羽生市の国民健康保険の被保険者の属する世帯主に対して行う。ただし、<u>出産育児一時金（国民健康保険法第58条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）</u>の支給を受けることが見込まれる者に限る。</p> <p>(1) 出産予定日まで<u>1か月</u>以内であること。</p> <p>(2) 妊娠<u>4か月</u>以上であり、当該妊娠に係る<u>出産に要する費用</u>について医療機関等から請求を受け、又は<u>その費用を支払っていること</u>。</p> <p>(貸付額)</p> <p>第3条 資金の貸付額は、羽生市国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）第6条第1項の規定による<u>出産育児一時金支給見込額</u>の10分の8を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p>	<p>(貸付対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けは、次に掲げる要件のいずれかを満たす羽生市の国民健康保険の被保険者の属する世帯主に対して行う。ただし、<u>国民健康保険法第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給</u>を受けることが見込まれる者に限る。</p> <p>(1) 出産予定日まで<u>1ヶ月</u>以内であること。</p> <p>(2) 妊娠<u>4ヶ月</u>以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、又は、<u>その費用を支払ったこと</u>。</p> <p>(貸付額)</p> <p>第3条 資金の貸付額は、羽生市国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）第6条第1項の規定に<u>基づく、出産育児一時金支給見込額</u>の10分の8を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は<u>貸し付けない</u>。</p>

(貸付申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする世帯主(以下「申込者」という。)は、出産費資金貸付申込書に次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に掲げる者
出産予定日まで1か月以内であることを証明する書類

(2) 第2条第2号に掲げる者
妊娠4か月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収証

(貸付けの決定)

第6条 (略)

2 (略)

3 申込者は、前項の規定による通知があったときは、当該貸付けに係る借用証書を市長に提出しなければならない。

(償還方法等)

第9条 申込者は、市長に対し、出産育児一時金支給時に当該出産育児一時金と貸付金債権を対当額において相殺する旨の申込みを行うものとする。

2 前項の場合において、相殺する額に差額が生じ、その差額を借受人に支給することができるときは、市長は、当該差額を借受人に支給するものとする。

(委任)

第12条 (略)

(貸付申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする世帯主(以下「申込者」という。)は、出産費資金貸付申込書(様式第1号)に次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に掲げる者
出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類

(2) 第2条第2号に掲げる者
妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収証

(貸付けの決定)

第6条 (略)

2 (略)

3 申込者は、出産費資金貸付決定通知書(様式第2号)を受理したときは、当該貸付けに係る借用証書(様式第3号)に委任状(様式第4号)を添付し、市長に対し提出しなければならない。

(償還方法等)

第9条 申込者は、市長に対し、出産育児一時金支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対当額において相殺する旨の申込みを行い、出産育児一時金支給時に、その差額を借受人に対し支給するものとする。

(その他)

第12条 (略)

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明